

「簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術」に関する公募要領

1. 公募の目的

コンクリートに内在する鋼材や鉄筋等の腐食状況を非破壊で検出する技術は、複数開発されておりますが、現場調査においては腐食位置や腐食程度をより効率的で高精度に把握できる技術が望まれています。

しかしながら、これらの技術は、製品または技術ごとに異なる特徴を有しており、現場状況や調査目的に適したものを選定するためには、性能評価項目及び試験方法を設定した上で、同一条件の下で試験を実施し、諸元表としてまとめる必要があります。

このため、公共工事等における新技術活用システムを活用し、既に実用化段階にある「簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術」を公募するものである。

2. 公募技術

(1) 対象技術

簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術

【定義:コンクリートに内在する鋼材や鉄筋等の腐食状況を非破壊により検出する技術】

(2) 応募技術の条件等

この公募は「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に基づき実施するものである。

なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 新技術情報提供システム(以下、「NETIS」という。)登録技術であること。
ただし、本公募への応募とNETISへの登録申請が同時に行われている技術(申請中)、および以前登録されていた技術を含む。
- 2) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者(中部地方整備局新技術評価会議(以下、「評価会議」という。)又は同事務局等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 3) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された応募技術について技術内容および試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 3. 応募資格等を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

- ・応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」及び「民間企業」であること。
- ・応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間企業」であること。

なお、行政機関(*1)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選考された技術を各地方整備局の業務で活用を図る場合の実施者(受注者)になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

(*1):「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。

並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法はEメールまたは郵送によるものとする。

(2) 提出先

Eメール: cbr-theme-settei@mlit.go.jp

住所 : 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1

国土交通省 中部地方整備局 企画部 施工企画課 新技術担当 宛

5. 公募期間

平成30年10月26日(金)～平成30年11月27日(火)
(郵送による提出の場合は、締め切り日当日必着とする。)

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所が有る場合は、ヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について別途通知する。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 3) 本公募への応募とNETISへの登録申請を同時に行う場合、試験結果を取りまとめた諸元表の公表までに受付登録されていない場合は、応募を取り消すものとする。
なお、応募により受付登録後のNETIS登録を保障するものではない。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選考されたか否かについて文書で通知する。
申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

(2) 選定結果の公表

選定された技術は、NETIS上で公表する。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選考されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 試験の実施、結果の提出

(1)試験の実施

応募技術ごとの特徴を諸元表としてまとめるため、「【別紙1】簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術 試験方法」に基づき、試験を実施する。

(2)結果の提出

応募者は、応募技術による試験の結果、対象となる供試体のうち、予め申告した適用範囲内で供試体を計測し、解析した結果を国土交通省に提出する(様式は別途指定する)。また、推定の根拠となる可視画像等のデータも併せて提出する。

(3)諸元表の評価

国土交通省は、「【別紙2】評価指標」および「【別紙3】試験条件」に基づき、応募技術ごとに評価指標値を算出し、諸元表を作成する。諸元表は評価会議に諮り、評価を行う。評価された諸元表は、NETIS(維持管理支援サイト)上で公表する。

(4)虚偽・不正があった場合の措置

- 1) 試験の実施および提出資料の内容に虚偽・不正が認められたとき、又は疑いがあるときは、当該技術の NETIS 掲載情報提供を中止する。
- 2) 1) について、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である、又は重大であると中部地方整備局又は評価会議が判断したときは、当該技術の NETIS 掲載情報を削除すると共に、諸元表から除外する。
- 3) 1) および 2) に該当する者からの NETIS 登録申請および技術公募への応募は、その受付を拒否することがある。
- 4) 2) に該当した場合は、不正の事実を公表する。

10. 費用負担

(1) 応募資料の作成および提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募技術による計測、解析および結果の提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 試験で使用した供試体の解体、腐食状態の確認および評価指標値の算出に要する費用は、国土交通省で負担する。

(4) 国土交通省関係者が立ち会い確認を行う場合、立ち会い者に要する費用は、国土交通省で負担する。

11. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する
場合がある。
- (4) 募集内容に関する問い合わせについては、以下の通り、受け付ける。

1) 問い合わせ先および資料提出先

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1

国土交通省 中部地方整備局 企画部 施工企画課 新技術担当 宛
(田中または松岡)

TEL:052-953-8180(課代表)、FAX:052-953-9192

E-mail: cbr-theme-settei@mlit.go.jp

2) 期 間:平成30年10月26日(金)～平成30年11月26日(月)

(土・日・休日を除く平日の9:30～17:00 までとする。ただし12:00～13:00 は除く)

3) 受付方法:面談、電話、FAX、E-mail(様式自由)にて受け付ける。

応募資料作成要領

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、国土交通省のホームページ(http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000517.html)及び国土交通省中部地方整備局のホームページ(<http://www.cbr.mlit.go.jp/>)よりダウンロードすることができる。

応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ①「簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術」申請書（様式－1）
- ②技術概要書（様式－2）
- ③施工実績内訳書（様式－3）
- ④非破壊検査 事前調査票（様式－4）
- ⑤添付資料（任意）

※提出資料①、②、③、④はA4版とすること。ただし、⑤添付資料は原則A4版とするが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、⑤添付資料には通し番号を付与すること。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

(1) Eメールでの提出の場合

すべての資料をPDFに変換し①、②、③、④、⑤ごとにファイルを作成(ファイル名頭に①～⑤を記載)し送信すること。

(2) 郵送による提出の場合

①、②、③、④、⑤はまとめて1部とし、左上角をクリップ等で留め1部提出すること。また、①～⑤に加え、以下⑥を1部提出すること。

- ⑥電子データ(①～⑤の各電子ファイル(PDFに変換)を収めたCD-R)・・・1 式

2. 各資料の作成要領

(1) 「簡易に鋼材、鉄筋等の腐食状況を把握できる技術」申請書(様式－1)

- 1) 応募者は、応募技術を中心となって開発した「個人」又は「民間企業」とする。応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入の上、本人の印を押印す

ること。また、応募者が「民間企業」の場合は、企業名とその代表者の役職並びに氏名を記入の上、企業印及び代表者の公印を押印すること。

申請書のあて先は、「国土交通省 中部地方整備局長 宛」とする。

2)「1. 技術名称」は、30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとし、商標等も記入すること。

3)「2. 担当窓口(選定結果通知先)」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。

応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、応募者の代表は最初に記載するものとする。

なお、応募者が複数の場合は、選定結果の通知は、代表の窓口に送付する。

4)「3. 共同開発者(個人・民間企業・行政機関等)」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

(2)技術概要書(様式-2)

1)技術名称及び副題は(様式-1)と同一のこと(技術名称は必須入力)。

2)技術の概要を200字以内で簡潔に記入すること。

3)技術の詳細は、以下の目次構成にしたがって記入すること。

①応募技術の特徴

応募技術の特徴について、箇条書きで簡潔に記入すること。

なお、必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

②応募技術が画期的な点

応募技術が従来の技術等と比べて画期的な技術である点を、箇条書きで簡潔に記入すること。

なお、必要であれば参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

③応募技術を使用する場合の条件(注意)など

応募技術を使用する現場または施工者の条件、あるいは使用する場合の注意点等があれば、箇条書きで具体的に記入すること。

また、応募技術を現場で使用する場合の作業状況が判る写真、模式図、図面等があれば、参照資料として添付し、参照する資料の番号、ページを記入する

こと。なお、現場作業時に特別な設備や装置または資格等が必要な場合は、それらがわかるような図を必ず添付資料に含めること。

④活用の効果

従来技術に対する優位性、及び、活用した場合に期待される効果(想定でも可)を箇条書きで簡潔に記入すること。

⑤概略費用

応募技術に係る調査費用・機械経費・その他の費用を記入すること。

調査費用は、現場作業と机上作業に分けて記入すること。

机上作業には、「計測データの整理」「計測結果の解析」「報告書作成」を含むものとする。

⑥特許取得情報

特許取得情報は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、当該部分の□を黒塗り(■に置き換え)すること。

⑦建設技術審査証明等

応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、または、民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定(昭和62年建設省告示1451号)に基づく審査証明書を取得されている場合は必要事項を記入すること。

また、応募技術が過去に建設技術評定規定(昭和53年建設省告示976号)、または港湾に係わる民間技術の評価に関する規定(平成元年運輸省告示第341号)に基づいた評価等を取得されている場合は必要事項を記入すること。

⑧NETIS 登録(参考)

該当部分の□を黒塗り(■に置き換え)すること。また、NETISへ登録済み、または以前登録されていた場合は、登録番号を記入すること。

NETISに登録申請中の場合は、申請先の地方整備局名及び技術事務所名を記入すること。

⑨表彰経歴(参考)

応募技術が過去に他機関で実施されている表彰制度等で表彰を受けている場合は、表彰制度名、受賞名及び受賞年を記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑩施工実績(参考)

応募技術のこれまでの施工実績件数をそれぞれの機関毎に記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑩添付資料一覧(参考)

添付する資料名を本様式に記入すること。

なお、以下の添付資料-1 は応募技術のパンフレット等を作成している場合は添付すること。添付資料-2～4は該当する場合、必ず添付すること。添付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

- ・添付資料-1: 応募技術のパンフレット(参考)
- ・添付資料-2: 特許等の公開・公告された写し(特許等を取得している場合)
公開特許公報のフロントページ(特許番号、発明の名称が記載されているページ)のみコピーすること。(参考)
- ・添付資料-3: 公的機関の評価等の写し(技術審査証明・技術評価等を取得している場合)(参考)
- ・添付資料-4: 表彰経歴(表彰経歴がある場合)(参考)

上記添付資料も含め、応募する際の各添付資料の枚数は A4 版各10枚(パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする)程度とする。

なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号(例: 添付資料-1)をつけること。

ただし、添付資料-1～4の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付資料-5から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り返さないこと。

(3) 施工実績内訳書(様式-3)

応募技術のこれまでの施工実績について、発注機関毎に記入すること。

国土交通省の施工実績がある場合には、最新のものより10件までを記入すること。

国土交通省の施工実績がない場合でも、最新のものより10件まで記入してよい。

なお、工事での施工実績はなく、業務での施工実績がある場合は、工事を業務と読み替えて、記載すること。

(4) 非破壊検査 事前調査票(様式-4)

応募技術の原理や特徴、技術の適用条件、誤差の程度、およびこれらの背景と

なる過去の実証試験データの蓄積の程度について記載すること。なお、記載にあたっては、「非破壊検査 事前調査票(様式-4)記入例」を参照すること。

(5) 添付資料(任意)

その他応募技術の説明に必要な資料があれば、添付すること。